

～10年間のまちづくり～ 登別市総合計画・第4期基本計画（第3章・第4章）

問い合わせ 企画調整グループ (☎)1122

登別市は、平成8年度に、50年先のまちのあるべき姿を『登別市総合計画基本構想』にまとめ、さらにその実現にあたっては10年ごとに、具体的なまちづくりの方向性を示す『基本計画』を策定し、これに基づき各分野の施策を推進しています。このたび、第4期目となる令和8年度から令和17年度までの10年間に取り組む施策の方向性を示した『総合計画・第4期基本計画』を策定しました。今号では、本計画の第3章『大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち』第4章『調和の中でふるさとを演出するまち』について紹介します。

第3章『大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち』

第3章は、『活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる』『自然を活かした産業の育成』の2つの政策で構成し、『政策の実現に向けた施策』、『施策の基本的な方向』、『主要な施策』を示しています。

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる

持続可能な産業基盤づくりの推進

市内企業の経営基盤の安定化と経営力の強化を支援するとともに、活力ある市内企業の育成を支援します。また、新技術・新製品の開発や起業・創業の促進を図り、持続可能な産業基盤づくりを推進します。

基本的な方向1

活力ある市内企業の育成

- ①経営基盤の強化と経営支援機能の充実
- ②製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化
- ③事業機会の拡大と域内循環の推進
- ④にぎわい溢れる商業の振興

各地区の特性や課題を踏まえ、環境整備や新店舗の開設、事業者進出などに向けて情報収集などに取り組むほか、そのニーズを捉えた支援メニューを用意するなど、地域による活性化に向けた取り組みを支援します。



総合計画・第4期基本計画の本編など、詳しい内容は市公式ウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

また、広報のぼりべつ7月号では第5章・第6章について紹介します。



基本的な方向2

市内産業を担う新たな企業の創出

- ①起業・創業の促進
 - ②企業誘致の推進
- 旧婦人センターや旧幌別東小学校などの廃止した公共施設のほか、日本工学院北海道専門学校に開設したサテライトオフィスの活用を促進し、企業の進出を推進します。
- ③新分野進出と新産業創出の支援

雇用の安定と快適な就業環境づくり

就業の場の確保や誰もが安心して働ける環境づくりを推進します。

基本的な方向1

安心して働ける環境づくり

- ①雇用情報の提供と就業の促進
- ②労働環境の向上と福祉の充実

基本的な方向2

産業を担う人材の育成・確保

- ①人材育成の支援
 - ②労働力確保に向けた支援
- 登別商工会議所や関係団体などと連携し、外国人労働者をはじめ、多様な人材の受け入れに向けた取り組みを支援します。

魅力ある観光地づくり

地域資源の保全や地域住民との共生、地域経済への貢献など、地域社会と共に発展する持続可能な観光地づくりを目指します。

基本的な方向1 国内外の観光客に優しい観光地づくり

- ①温かいおもてなしの心の醸成
- ②安全安心な観光施設の整備
- ③観光客受入体制の整備

本市の観光振興を持続的かつ戦略的に推進するため、観光関連団体などと連携し、DMOやDMCなどの新たな観光推進体制の構築に向けた検討を進めます。

基本的な方向2

感動と癒しのある観光地づくり

- ①観光資源の充実と利用促進
- ②滞在型観光の推進

基本的な方向3

多様な誘客事業の推進

- ①多様な観光誘客
- データなどに基づいた効果的な誘客などの観光施策を推進するため、さまざまな観光関連データの集積やその活用に向けた検討を進めます。

第2節 自然を活かした産業の育成

特色ある農業・漁業の推進

登別市の自然環境や立地などの特性を生かした農業・漁業を推進し、生産物や加工品の高付加価値化を図るとともに、地産地消を推進します。

基本的な方向1

農水産物高付加価値化の促進

- ①新鮮で安全安心な農水産物供給の推進
- ②地場農水産物高付加価値化の推進
- ③地産地消の推進

基本的な方向2

ゆとりある農業経営の促進

- ①新規就農者、担い手農業者への支援
- 労働負担の軽減につながる農業経営への変更を支援するなど、離農者の抑制に努めます。
- ②農業生産基盤の整備
 - ③有害鳥獣の捕獲推進

基本的な方向3 時代に即した漁業生産の基盤づくり

- ①マリンビジョンの推進
 - ②つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進
 - ③漁業経営の安定
- 労働負担の軽減につながる漁業経営への変更を支援するなど、漁業者の減少対策に努めます。
- ④漁港の維持・管理と環境整備促進

第4章『調和の中でふるさとを演出するまち』

第4章は、『暮らしやすい快適なまちをつくる』『良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる』『道路交通網の整ったまちをつくる』の3つの政策で構成し、『政策の実現に向けた施策』、『施策の基本的な方向』、『主要な施策』を示しています。

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

計画的な都市空間づくり

人口減少社会・成熟型社会に対応したコンパクトで快適な都市空間をつくりまします。

基本的な方向1 コンパクトな都市空間づくり

- ①計画的な土地利用の推進
- 将来的な人口減少の進行による市街地の低密度化などの課題に対応していくため、登別市立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導・集約などにより、持続可能なコンパクトシティを目指します。
- ②都市機能の充実

良好な景観の形成

登別の地域特性に合った良好な景観を保全・創出し、次代へ継承します。

基本的な方向1 地域性を活かした景観形成

- ①景観形成の推進
- 廃屋や工作物のほか、再生可能エネルギー発電設備などの物件が、良好な景観形成の支障とならないよう、引き続き地域との調和に配慮しながら、適切に景観の保全を図ります。

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

快適な住環境づくり

日常生活に安らぎや潤いをもたらされるよう、生活環境の改善を目指します。

基本的な方向1 身近な公園・みどりの創出と保全

- ①安全で安心できる公園整備の推進
- ②民間活力による公園・緑地の管理・運営
- ③みどりの創出と保全

基本的な方向2 安全で安心な水の安定供給

- ①安全な水道水の供給
- 原水の水質保全や適切な浄水処理など、水質の向上と災害時における安全な水の安定供給に努めます。
- ②確実な給水の確保
 - ③安定した水道事業運営の持続

良好な居住空間づくり

居住の誘導・集約を図る取り組みを踏まえながら、地域の特性を生かした宅地の確保、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め、良好な居住空間づくりに努めます。

基本的な方向1 良好な民間住宅等の供給促進

- ①民間住宅の改善促進
 - ②環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進
- #### 基本的な方向2 良好な宅地の供給促進

基本的な方向3 良好な市営住宅の供給

- ①安全で快適な居住環境の確保
- 人口の状況や地域ごとの人口動態なども踏まえ、市営住宅の計画的な配置を進めます。
- ②適切な管理・運営

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる

総合的な交通網の整備

快適な交通網の整備を促進します。

基本的な方向1 道路網の整備・適正な維持管理

- ①幹線道路網の計画見直し
- ②幹線道路の整備・改善
- ③生活道路等の整備・改善
- ④適正な維持管理

基本的な方向2 持続可能な公共交通の実現

- ①公共交通の維持・確保
- 公共交通に対する市民ニーズを把握しながら、広域的な取り組みも含め、地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現に向けた取り組みを推進します。
- ②公共交通空白地域の移動支援